

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成二十二年四月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）

二 測量の地域 奈良市、五條市並びに吉野郡野迫川村、十津川村、下北山村及び東吉
野村の区域

三 測量の期間 平成二十二年五月十日から同年十一月二十四日まで